議案第19号

養父市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について

養父市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

養父市国民健康保険診療所条例(平成16年養父市条例第153号)の一部を次のように改正する。

第2条の表養父市国民健康保険建屋診療所の項及び養父市国民健康保険大谷 診療所の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の養父市国民健康保険診療所条例の規定に基づく養父市国民健康 保険建屋診療所及び養父市国民健康保険大谷診療所の令和2年度の予算執 行及び会計事務については、なお従前の例による。
- 3 改正前の養父市国民健康保険診療所条例の規定に基づく養父市国民健康 保険建屋診療所及び養父市国民健康保険大谷診療所に属する剰余金、債権、 債務その他の資産は、一般会計に帰属するものとする。

現	行	改正	案
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 前条の診療施設は、養父市国民健康保険直営診療所(以下「診療所」		第2条 前条の診療施設は、養父市国民健康保険直営診療所(以下「診療所」	
という。)とし、名称及び位置は次のとおりとする。		という。)とし、名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
養父市国民健康保険建屋診療所	養父市建屋452番地		
養父市国民健康保険大屋診療所	養父市大屋町加保672番地1	養父市国民健康保険大屋診療所	養父市大屋町加保672番地1
養父市国民健康保険大屋歯科診療所	養父市大屋町加保678番地1	養父市国民健康保険大屋歯科診療所	養父市大屋町加保678番地1
養父市国民健康保険出合診療所	養父市出合223番地2	養父市国民健康保険出合診療所	養父市出合223番地2
養父市国民健康保険大谷診療所	養父市大谷221番地1		